

随意契約締結状況

対象期間10月

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
内視鏡システムの保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和7年10月1日	ティーエスアルフレッサ株式会社 松江市矢田町218-2	6,695,000円	契約業者はメーカーの代理店であつ、機器納入業者であり同社でなければ保守契約ができないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」に該当する。	
血管撮影装置の保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町201	令和7年10月1日	小西医療器株式会社 松江営業所 島根県松江市平成町182-32	26,839,824円	契約業者はメーカーの代理店であつ、機器納入業者であり同社でなければ保守契約ができないため、日本赤十字社会計規則第36条第5項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」に該当する。	
回診用X線撮影装置の保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和7年10月1日	島津メディカルシステムズ株式会社 中四国支店島根営業所 島根県出雲市斐川町直江2698	1,650,000円	契約業者は機器メーカーのグループ会社であり、同社でなければ保守契約ができないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」に該当する。	
X線発生装置の保守	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和7年10月1日	島津メディカルシステムズ株式会社 中四国支店島根営業所 島根県出雲市斐川町直江2698	2,145,000円	契約業者は機器メーカーのグループ会社であり、同社でなければ保守契約ができないため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」に該当する。	
統合物流管理業務の委託	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町201	令和7年10月7日	小西医療器株式会社 松江営業所 島根県松江市平成町182-32	61,270,000円	契約業者は長年統合物流管理・中央材料室洗浄業務を受託し、当該業務に必要な知識、技術を有しており、他社に移行した場合には相当な混乱が予想されるため、日本赤十字社会計規則第36条第5項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」に該当する。	